

介護保険

1. 65歳以上の方の保険料（基準年額 33,100円）

段階	対象者	年額保険料（円）		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	・老齢福祉年金受給者で村民税非課税世帯の方 ・生活保護受給の方	4,100	12,400	16,500
2	・世帯全員が村民税非課税の方	6,200	18,600	24,800
3	・本人が村民税非課税の方	8,300	24,800	33,100
4	・本人が村民税課税で合計所得金額が250万円未満の方	10,300	31,000	41,400
5	・本人が村民税課税で合計所得金額が250万円以上の方	12,400	37,200	49,600

65歳以上で基準年額33,100円（第3段階）の方の各年度の保険料

平成12年度		平成13年度		平成14年度
平成12年4月から 平成12年9月まで	平成12年10月から 平成13年3月まで	平成13年4月から 平成13年9月まで	平成13年10月から 平成14年3月まで	平成14年4月から 平成15年3月まで
徴収しません	1/2 軽減 年額 8,300円	1/2 軽減 年額 24,800円		年額 33,100円

2. 40～64歳までの方の介護保険料は、広報前月号に掲載のとおり所属する各医療保険に上乘せられて4月より徴収されます。

サービス費利用者負担上限額と介護施設入所者の食事負担額（月額）

「高額介護（支援）サービス費」を申請すると下の表のように所得状況に応じて、上限額を超えた金額が、還付されます。介護施設に入所した場合の食費も軽減されます。

	一般被保険者	世帯全員が村民税非課税の人	・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者で村民税非課税世帯の人
高額介護サービス費の利用者負担上限額	37,200円	24,600円	15,000円
介護施設に入所した場合の食事負担額	22,800円	15,000円	9,000円

○ 介護サービスにおける住宅改修費について

要介護認定で要支援以上となった方には、玄関や廊下の段差解消、手すりの取り付け等のための、住宅改修費も給付の対象になります。上限額は20万円で2万円が自己負担になります。申請方法や必要書類が専用のものとなるため、工事をする前に住民課保健福祉係へご相談ください。

国保と介護保険

国民健康保険加入者の第2号被保険者の保険料は13,793円（予定額）

平成12年4月から「介護保険制度」が始まりました。

国保に加入している方のうち、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）の介護保険料は、国民健康保険税として、医療分と介護分を合わせて、世帯主から納めていただきます。

介護保険の保険料について

国保に加入している40歳以上65歳未満の方は、介護保険制度の第2号被保険者として介護保険料を納めます。保険料は医療保険分と合わせて一つの国保税として、いっしょに納めることになります。65歳以上の方は第1号被保険者として、原則として年金から介護保険料が天引きされます。

介護保険料の決め方

月湯村の第2号被保険者の介護保険料は、所得割50%（第2号被保険者の所得に応じて計算）と均等割50%（世帯の第2被保険者数に応じて計算）の合算額となります。月湯村の一人当り年間平均額は、概算13,793円の予定ですが、7月に本算定をし正式に額が決定されます。

40～64歳の方（第2号被保険者）は保険料が変わります

第2号被保険者の方（40～64歳の方）



国保保険税
（介護分＋医療分）

●介護分と医療分を合わせて国保保険税として納めます

第1号被保険者の方（65歳以上の方）



国保保険税
介護保険料

●介護保険料は原則年金から徴収します（※）

（40歳未満の方）



国保保険税

●従来どおり、医療分の国保保険税のみ納めます

保険料の決め方
所得などに応じて5段階にわかれます。

※平成12年4月から9月までの半年間は、保険料の徴収はありません。

医療保険分 + 介護保険分 → 合計した額を国保の保険税として納付

■介護保険分の額は、次の計算方法で決まります。

所得割額：所得に応じて計算
均等割額：各世帯の該当者に応じて計算

※同じ世帯の第2号被保険者以外の所得などは介護保険分の算定に影響しません。

■世帯主が納付の義務者です。世帯内に国保に加入する第2号被保険者がいる場合、世帯主が医療保険分と介護保険分をあわせた国保の保険税を納めることになります。

■納める額の上限（賦課限度額）が定められています。医療保険分53万円・介護保険分7万円です。

介護保険分をあわせた国保の保険税の納付は何月から？

介護保険の加入者の資格が発生した月の分から納めます。資格が発生するのは40歳の誕生日の前日となります。

- 平成12年4月にすでに40歳以上65歳未満の人
平成12年4月分から納めます。
- 平成12年4月以降に40歳になる人
40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の人はその前月）分から納めます。
例）8月1日に40歳になる人 → 7月分から
8月6日に40歳になる人 → 8月分から

年度の途中で65歳になる人の保険料は？

年度当初に、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護保険分の額を計算し、医療保険分とあわせた額を年度内に納めます。ですから、65歳になり第1号被保険者分の介護保険料を納めるようになった後も、その年度については、介護保険分をあわせた国保の保険税を納めることになります。